

領収書貼付位置

領収書貼付位置

領収書貼付位置

こちらの面に、ガソリンまたは軽油の領収書を添付してください。

※灯油や洗車代など、ガソリン費以外のものは対象外です。

※給油した日、内容、金額等が不明なものでは、受け付けられません。

はがれないように、領収書の上下を
しっかり糊付けしてください！



領収書	領収書	領収書

※重ならないように
貼り付けてください

《記入例》 月の上限額が1,500円の場合

対象月	請求金額
令和元年7月分	1,500円
令和元年8月分	1,500円
令和元年9月分	1,350円
合計	4,350円

← 領収書の金額が上限額を超えているときは、上限額

← 領収書の金額が上限額に満たないときは、領収書の金額

← 上記の合計額

《請求書の提出期限・補助金振込予定》

ガソリン等を給油した月	請求書提出期限	補助金振込日
(1) 4月～6月分	7月10日まで	8月末(予定)
(2) 7月～9月分	10月10日まで	11月末(予定)
(3) 10月～12月分	1月10日まで	2月末(予定)
(4) 1月～3月分	3月31日まで	5月中(予定)

各年度の最終提出期限は3月31日です。最終提出期限を過ぎた請求は受け付けられませんのでご注意ください。

《その他注意事項》

- * ガソリン費からタクシー使用料金補助への切り替えは、4月中のみ受付しています。
- * 認定内容に変更が生じた場合は、障害者手帳、資格認定証、車検証、運転免許証等を持参して、速やかに変更手続きを行ってください。
- * 不適切な利用(登録車以外に給油した領収書での請求や、施設入所等で対象外となった後の請求等)が確認された場合には、補助金を返還していただきます。

提出・問い合わせ先

〒 359-8501 所沢市並木1-1-1
所沢市役所 障害福祉課 ガソリン費補助担当
電話 2998-9116 FAX 2998-1147



所沢市イメージマスコット
トコロん

請求書は、近くのまちづくりセンター・サービスコーナーにも提出できます！